

鏡野町ソーシャルメディア運用ガイドライン

1 趣旨

このガイドラインは、鏡野町が町政情報の発信等のためにソーシャルメディアを運用するに当たっての基本原則、トラブルへの対応等について定めるものとする。

2 ソーシャルメディアの定義

インターネットを利用して、ユーザーが情報を発信し、または双方向で情報のやり取りができるメディア。代表的なソーシャルメディアは、フェイスブック、X（旧ツイッター）、インスタグラム、LINEなどである。

3 運用するソーシャルメディアの種類

フェイスブック、X（旧ツイッター）など、利用するソーシャルメディアの種類を検討して決定する。

なお、一般的に匿名性の低いソーシャルメディア（フェイスブックなど）は、匿名性の高いソーシャルメディア（Xなど）に比べて、批判や苦情が投稿される可能性が低い。

4 運用全般に関する事項

(1) ソーシャルメディアの運用は、原則として所属単位で、当該ソーシャルメディアの発行するアカウントを取得して行うこととする。ただし、利用者の便宜を図るために必要と認められる場合は、複数の所属が共通のテーマ等を定めた上で一つのアカウントを取得し、運用することも可能とする。

(2) ソーシャルメディアを運用しようとする所属は、あらかじめ運用ポリシー及び利用規約（以下「運用ポリシー等」という。）を、アカウントごとに定め、その内容をソーシャルメディア運用開始報告書（様式第1号）により情報政策担当課（以下「担当課」という。）に報告しなければならない。

(3) ソーシャルメディアの運用を停止又は終了しようとする所属は、あらかじめ、その内容をソーシャルメディア運用終了報告書（様式第2号）により担当課に報告しなければならない。

(4) 運用ポリシーは、運用を行うに当たって周知すべき事項を定めるものとし、次に掲げる事項について定めなければならないこととする。

ア 運用するソーシャルメディアの種類

イ アカウント名、URL、アカウント運用者名

ウ ソーシャルメディアを運用した情報発信を行う目的

- エ ソーシャルメディアを運用して行う情報発信の内容
- オ ソーシャルメディアの運用方法(運用時間、意見や質問への対応方法など)
- カ 個人情報に関する取り扱い

(5)利用規約は、利用者があらかじめ同意することが必要な事項について定めるものとし、次に掲げる事項について定めなければならないこととする。

- ア 利用上の遵守事項
- イ 知的財産権の帰属
- ウ 免責事項

(6)鏡野町公式ホームページ内に、運用するソーシャルメディアの種類、運用アカウント及び当該アカウントで表示されるページへのリンクを明記し、このガイドライン及び所属で定めた個別の運用ポリシー等を掲載するとともに、原則として、これらを掲載した鏡野町公式ホームページのURLを当該ソーシャルメディア側のページに明記しなければならないこととする。

(7)取得したアカウントへのログインパスワードの設定に当たっては、推測されやすいものは避け、第三者に知られることのないように厳重に管理し、定期的に変更することとする。

5 書き込み等に関する事項

(1)書き込み等を行う職員は、次に掲げる事項に留意しなければならないこととする。

- ア 書き込み等を行う情報は正確に記述するとともに、内容について誤解を招かないよう十分に注意すること。
- イ ウェブアクセシビリティに配慮すること。
- ウ 著作権、個人情報保護に関する法令を遵守すること。
- エ 利用者の投稿を引用すること又は第三者が管理し、若しくは運用するページへのリンクの掲載は、当該投稿やページの内容を信頼性のあるものとして受け取られる可能性があるので慎重に行うこと。
- オ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)その他職員の服務に関する法令等を遵守することはもとより、町職員としての自覚と責任を持つこと。

(2)書き込み等を行う場合は、原則として勤務時間内であって運用ポリシーにおいて定める運用時間内に行うこととし、所属長の承認を得ることとする。

- ア ただし、やむを得ず所属長の承認を得ることができない場合においても、以下の内容のうち、あらかじめ所属長の承認を得た範囲については、担当者において、書き込み等を行うことができることとする。

